

きても大なる關係を有し、唐の記録には之を回鶻の別部と記せること本書第七十五頁に於て見たるが如し、思ふに此の回鶻の別部と曰ふものは、即ち十部より成りし回鶻の一部、十〔姓〕Uiyurに當るものならんか、而して九部より成りしものも、十部より成りしものも、固より Uiyur なる大部族としての名稱の下に總括せらるべきものにして、相合して鐵勒九姓即ち Toquz Oruz 中の一姓を成したるものに外ならざることとは曰ふ迄もなし、こゝに引ける Sine-usu 碑文に「〔河流地方?〕に残りし民は On Uiyur 及び Toquz Oruz の上に百年間支配したり」と曰ふは、固より明らかには定め難きも、或は九部より成りし回鶻、即ち磨延賚の祖先の率ゐたる部が南に移り、而して北方には十部より成りし別部が止りし間に、前者中の北方に残りし一部分のものが後者を支配し、かねて Toquz Oruz 全體の上にも權力を振ひたりとの義を述べたるものには非る無からんか、固より此の間は碑文に記せるが如き百年間には満たざるも(第七十七頁以下參着)かゝる年紀の深く信用するに足らざるは勿論なり、兎も角余輩は碑文の初に見ゆる On Uiyur, Toquz Oruz なる兩名に對しては、之を同義の名稱とは認むる能はずと爲すと共に、Rashid-eddin の記せる Uiyur 中の On Uiyur 及び Toquz Uiyur なる名稱が、能く正確を傳へたるものなるべきを認め、而して其の Toquz Uiyur は唐書に見ゆる藥羅葛以下の九部より成りし回鶻の一部にして(勿論 Toquz Oruz の義には非ず)、On Uiyur は回鶻中の他の一部、即ち唐書に別部として記さるゝものに相當するものと見んとす。

(編者云。本編の本論と補遺(一)とは、東洋學報第九卷第一號に掲載され、後に補註と補遺(二)とを附して、學位論文「唐代の回鶻に関する研究」の第二篇を成したものである。補註はもと欄外に書きこまれていたが、更に其後幾度かの書込みを経たものを